

令和6年度 田原市医師確保修学資金 応募要領



愛知県田原市では、将来医師として田原市内の公的医療機関（愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院）に勤務し、渥美半島の地域医療のために貢献する意志のある方へ、修学に必要な資金をお貸しします。



田原市

令和6年度 田原市医師確保修学資金応募要領

1 目的

将来、医師として田原市内の公的医療機関（以下「市内公的医療機関」という。）に勤務する意志のある者に対し、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、田原市の地域医療体制の維持と充実を図ることを目的としています。

2 応募資格

令和6年4月1日時点で医学部学生、医学部大学院生である者

3 貸与人数

若干名

4 募集期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年5月10日（金）

5 申込先・申込方法

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市役所こども健康部健康課

TEL 0531-23-3515

E-mail kenko@city.tahara.aichi.jp

※健康課窓口への持参又は郵送により申込

6 選考

- (1) 選考方法 書類審査及び面接審査
- (2) 面接審査 令和6年6月22日（土）
- (3) 貸与決定 後日、本人へ合否通知を行います。

7 必要書類

- (1) 大学生修学資金（医学部学生に貸与）
 - ア 貸与申請書（所定の様式）
 - イ 大学の在学証明書（令和6年4月1日以降のもの）
 - ウ 戸籍抄本又はこれに代わるもの
 - エ 大学生修学資金貸与者推薦調書（所定の様式）ただし、1年生は、卒業した高校の校長の推薦調書
 - オ 履歴書
- (2) 大学院生修学資金（医学部大学院生に貸与）
 - ア 貸与申請書（所定の様式）
 - イ 大学院の在学証明書（令和6年4月1日以降のもの）
 - ウ 医師免許証の写し
 - エ 大学院生修学資金貸与者推薦調書（所定の様式）ただし、1年生は、卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書

オ 履歴書

※ 申請書記入の際、2名の連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、修学資金の返還及び利息の支払いの責任を負うことができる者としません（申請者が未成年であるときは、原則として連帯保証人のうち一人は申請者の法定代理人としてください。）。

8 貸与決定

- (1) 令和6年6月下旬～7月中旬に申込者に書面で通知します。
- (2) 令和6年7月から貸与決定を受けた者に対して貸与します。

修学資金については、4月分から6月分を6月、7月分から9月分を7月、10月分から12月分を10月、1月分から3月分を1月の年4回に分けて交付します。ただし、令和6年度については、4月分から9月分を7月に一括して交付します。

- (3) 貸与決定を受けた者の年齢、性別、大学名、学年、出身地を公表します。

9 貸与金額

- (1) 大学生修学資金 修学期間中 月額30万円（年額360万円）または月額25万円（年額300万円）、大学入学時 100万円（1回限り）
- (2) 大学院生修学資金 修学期間中 月額20万円（年額240万円）

10 貸与期間

- (1) 大学生修学資金 正規の修学期間（6年間を限度）
- (2) 大学院生修学資金 正規の修学期間（4年間を限度）

※ 修学資金については、(1)、(2)を重複して申請することができます。この場合における貸与期間は、通算するものとし、原則として同一人につき6年間を限度とします。

11 貸与の休止及び停止

- (1) 修学資金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、当該修学資金の貸与を休止します。

ア 大学、大学院の課程を休学したとき。

イ 大学、大学院で停学の処分を受けたとき。

- (2) 修学資金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該修学資金の貸与を停止します。

ア 死亡したとき。

イ 大学又は大学院の課程を退学したとき。

ウ 心身の故障のため、大学又は大学院の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

オ 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。

カ アからオに掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

12 勤務予定先

市内公的医療機関（愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院）に勤務していただく予定です。

13 必要勤務期間・返還の免除

(1) 市内公的医療機関への必要勤務期間は、修学資金の貸与を受けた期間です。（特定診療従事医師（※1）として市内公的医療機関の業務に従事する期間がある場合は、修学資金の貸与を受けた期間から従事する期間の2分の1に相当する期間を除いた期間とします。）

ただし、必要勤務期間が2年に満たないときは、必要勤務期間を2年とします。

※1 特定診療従事医師とは専ら小児科又は産婦人科（産科の診療に従事する場合に限る。）のいずれかの診療科に診療に従事する医師とします。

(2) 次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及び利息の支払いを免除します。

ア 臨床研修、専門研修又は大学院の課程を修了し、直ちに引き続き（市長がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。イにおいて同じ。）、必要勤務期間の全てを市内公的医療機関の業務に従事した場合は、全額を免除します。

イ 臨床研修、専門研修又は大学院の過程を終了し、直ちに引き続き、市内公的医療機関の業務に従事した場合（アに該当する場合を除く。）は、市内公的医療機関の業務に従事した期間を必要勤務期間で除した割合を貸与金額に乗じて得た額を免除します。

(3) 次に掲げる期間があるときは、必要勤務期間から当該期間を除算します。

ア 月額25万円の貸与金額の場合にあつて市内公的医療機関で受ける臨床研修の期間

イ 市内公的医療機関で受ける専門研修の期間

14 返還

(1) 11の(2)の規定に基づき修学資金の貸与が停止された場合、必要勤務期間の全てを市内公的医療機関の業務に従事することができなくなった場合及び大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかった場合は、返還すべき額に返還請求を受けた日の翌日から返還を完了するまでの日数に応じて算出した利息を加えた額を一括して返還していただきます。

(2) 正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、延滞利息を支払っていただきます。

15 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができます。

ア 修学資金の貸与辞退により大学生修学資金の貸与を停止された後も引き続き大学に在学しているとき。

イ 大学生修学資金の貸与を受けた者が、臨床研修若しくは臨床研修修了後引き続き専門研修を受けているとき、又は引き続き大学院に在学しているとき。

ウ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により修学資金の返還及び利息の支払いが困難であると認められるとき。